

如として當野成に解雇の申請を為したものである。
 此の困難は株主組合中の出来事であつて何等会社の任事上に出来事に対する
 ても迷惑不都合等の行為は無く又会社の器物を破壊をなしたるものでも下
 ないであつて血の氣の玉の青草の莖の如く折り勝たずである。何等株主の憤
 留の如くは論議の理由は絶然にないであつて会社は島野氏の組合員が自
 治会擁護論を唱へた事と端を突いた事は明白であつて我等は本克代議
 士新人を以てうたはせる、本田貞次郎氏を以て今議事會に於ける労働法界
 委員に譽れられたる氏を社長とするこの憲法会社に於ける如くは、我等は
 的なる取迫妨害を行はせ、甚だ皆様に思ふものである、我等は会社を其の
 手取迫妨害に依つて組合の目的を放棄せんとする限り、此の時代錯誤を其の
 しまに批駁に對しては、是れ早の處する事は出来ず、我等は自ら向上發展を
 致すの事と誓ふものである。連日の果敢なる会社を金に眼を迷わす又凡中
 的權謀術を教を啓すものと願はれて我等は其中にまかすに、正義の二字を
 此れを確守して闘争を續けて来たか、猶ほ我等は然るを倒れする迄毎三組
 の前科を有する京成電氣株式會社と決死の勝敗を試みるものである。親愛
 市電及各都府電氣の兄弟諸君よ此の勝敗は無産階級全体の解放の上に
 影響を及ぼすものと、我等は自覚するが故に従来より一層の奮闘と今後
 を望むて止まぬ、我等の健闘なる共同戦線に依つて会社を脅意屈服せしめ
 させて貰はれん事を乞ふ。

日本交通 市電自治會 京成電氣 支那労働法界 議事會
 事務所 高秋 (支部俱樂部)

勞報第五五一號

大正十五年三月十八日

警視總監 太田政弘

事務大臣 若槻禮次郎 殿
 東京警備司令官 殿

社會局長官 長岡隆一郎 殿
 憲兵司令官 殿

東京地方裁判所 檢事正 殿
 京都大阪神奈川愛知兵庫福岡

千葉各府縣長官 殿

京成電氣軌道株式會社 労働争議ニ関スル件 (第三報)